

平成25年5月16日以降

雇用調整助成金

の支給要件などが
変更されます。

雇用調整助成金は、平成25年5月16日以降（平成25年度予算成立後）、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。また、**中小企業緊急雇用安定助成金**は、平成25年4月1日以降は「**雇用調整助成金**」に統合されています（助成の仕組みは今までと同様です）。

① 助成対象とならない事業主について

平成25年5月16日以降の判定基礎期間分から

○労働保険料の未納について

(改正前)判定基礎期間(出向の場合は支給対象期)の末日の属する年度の前々年度より前のいずれかの年度について、未納がある場合は助成対象となりません。

(改正後)支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの年度について、未納がある場合は助成対象となりません。

○雇用調整助成金の申請書類について**不備**がある場合、都道府県労働局長が定めた期間内に**補正を行わない事業所**は、助成対象外となる場合があります。(新规定)

○審査への協力

雇用調整助成金の支給を行うための審査に**必要な書類等の提出を拒む事業所**や、**事業所訪問・立入検査を拒む事業所**は、助成対象外となる場合があります。(新规定)

○倒産した事業所

支給申請日または支給決定日の時点で**倒産**している事業所(※)は助成対象外となります。(新规定)

(※)再生手続き開始の申立てまたは更生手続き開始の申立てを行っており、事業活動を継続する見込みがある場合を除きます。

○**性風俗関連営業・接待を伴う飲食等営業又はこれら営業の一部を受託する営業を行う事業所**は助成対象となりません。(新规定)

② 労働関係法令違反の場合の取扱い

平成25年5月16日以降の判定基礎期間分から

次の期間に労働関係法令違反により送検された場合は、助成対象になりません。

(改正前)

対象期間の初日の前日から起算して6か月前の日から対象期間の末日まで。

(対象期間の途中で送検された場合、残りの期間が助成対象外となるとともに、既に支払われた分も返還の対象となります。また、送検された場合、最大で1年半の間対象期間を設定することができません)

(改正後)

支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日まで。

(対象期間の途中で送検された場合、1年間は助成対象外となりますが、送検された日より前に既に支払われた分を返還する必要はありません)

